

(仮称) 六角牧場風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申 (案)

1 全般的事項

(1) 事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)における風力発電事業は、景観上、宮城を代表する複数の観光地に深刻な影響を与えることがほぼ確実と思われる。また、想定区域は、ほぼ全域が特定植物群落であり、宮城県の希少な植物群落にも選定されている「六角のススキ群落」の範囲となっている。また、想定区域の一部が鳥獣保護区に指定されているほか、学術上重要な地形も含まれている。

このことから、当該区域及びその周辺の景観、自然環境等への影響を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の適切な絞り込みを行うこと。なお、24基の風車に対して、環境影響評価が求めている複数代替案(絞り込みを含む)に必要な十分に広がりを持った想定区域が設定されているとは言い難く、配慮書段階における検討として不十分である。この想定区域で事業区域を絞り込むにあたっては風車基数の削減も念頭におき、環境影響評価の趣旨に則った計画とすること。

(2) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の位置、規模、配置及び構造を検討すること。

(3) 想定区域の絞り込みに当たっては、資材輸送、道路の新設・拡幅及び風車の設置、送電線施設、植生変化や人工緑地造成による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。

(4) 想定区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供すること。また、想定区域周辺が「持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的な水管理システム」について世界農業遺産として認定され、アクションプランの策定・推進が図られている地域であること、風車の設置によって周辺の温泉街の景観に重大な影響を与えることを踏まえて、住民、地元自治体及び地元観光業界に対し、その悪影響について十分な情報提供を行った上で、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 水質

想定区域の一部及びその周辺は、水道水源特定保全地域(北上川流域)に指定されていることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 地形及び地質

想定区域内には日本の典型地形（カルデラ及び火砕流台地）に該当する地域が含まれる。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることを認識した上で、事業実施による影響を調査・予測及び評価し、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

(3) 動物

イ 想定区域上に大型の水鳥や小鳥などの渡り鳥の渡りルートが存在する可能性があることから、環境アセスメントデータベースの鳥類センシティブティマップ等を用いて、渡りルートや飛翔高度等を把握した上で、適切な調査手法を設定すること。

ロ 想定区域内には、稀少な水生昆虫が生息している可能性が高いことから、方法書においては、両生類だけでなく、稀少な水生昆虫の生息も前提とした調査手法を設定すること。

ハ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による地表性の動物への影響に配慮すること。

(4) 植物

特定植物群落「六角のススキ群落」は、宮城県の稀少な植物群落としても選定されており、想定区域内のかつてのススキ草原は、退行群落が形成されており、典型的な草原植生を知る上でも重要な群落とされている。これらのことを踏まえ、適切に調査・予測及び評価し、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。

(5) 景観

イ 本事業は、宮城を代表する複数の観光地に対して、深刻な景観的影響が想定される事業であり、その実施にあたっては極めて慎重な対応が求められる。まず、主要な眺望点について、以下の通り大幅に追加し、影響を回避すること。

- ・すべての鳴子温泉郷（鳴子、東鳴子、川渡、中山平、鬼首）の各地区において、影響が大きいと思われる眺望点を各地区2か所以上
- ・鳴子峡や有備館といった名勝・史跡の全て、オニコウベスキー場等多くの人々が訪れる場所
- ・国道47号線及び想定区域周辺住宅地・別荘地等、観光客や地元住民の利用頻度の高い場所

ロ 風車が垂直視野角1度以上で視認される範囲に先述の宮城を代表する観光地が数多く含まれている。この「垂直視野角1度」と言うのは鉄塔の景観評価に用

いられる基準であり，風車と鉄塔の構造の違い，風車の稼働による強い誘目性も考慮すると過小評価となる基準である．つまり本事業は鉄塔であっても景観的影響が出る箇所に対して，より影響の大きい風車を設置するものであり，深刻な影響が想定される．また，本事業の想定区域が狭小であるため，想定区域周辺の地理情報を勘案すると，現計画を前提とした事業規模では，景観に対して確実に影響を及ぼすことが想定されるため，配置計画や基数，風力発電機の高さ等の抜本的な見直しを行うこと。そのうえで，影響の回避・低減が困難な場合は，ゼロオプションも含めて，事業区域の見直しを行うこと。

(6) 人と自然との触れあいの活動の場

想定区域周辺にある東北大学川渡共同セミナーセンター等，静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について，適切に調査，予測及び評価し，その影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 放射線の量

イ 事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境・土壌・山菜，キノコ等の農産物への影響を調査，予測及び評価すること。

ロ 土壌の放射性物質濃度の調査方法は，すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路20メートル毎に，表面1センチメートル以内から検体を採取した上で，測定を行うこと。